

## 災害時の相互応援に関する協定書

愛知県小牧市と島根県出雲市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、協定市の区域内において、法第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請に応え、応急措置及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の種類及び内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- （1）被災者の一時的な受入れ
- （2）食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （3）災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

2 第1項第1号の被災者の一時的な受け入れについては、別途協議するものとする。

### （応援の要請）

第3条 応援の要請をしようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定市に応援を要請するものとする。この場合において、被災市は、前段において要請した内容を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び当該場所への経路
- （3）必要とする物資等の品目及び数量
- （4）必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

### （応援の実施）

第4条 被災市から応援要請を受けたときは、必要な応援活動を実施するものとする。

2 災害による通信の途絶等により被災市との連絡ができない場合は、当該被災市ではない協定市は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

3 応援要請を受けた協定市が応援活動を実施できない場合は、当該要請をした被災市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

### （指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、被災市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

**(応援に要した経費の負担)**

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市の負担とする。ただし、第4条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議して定める。

2 前項の規定によりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

**(災害補償等)**

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、被災市において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えたときは、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

**(連絡体制)**

第8条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、連絡担当部、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を年1回交換し、相互に連絡体制を確立するものとする。

**(情報の交換)**

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

**(協議)**

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

**(適用)**

第11条 この協定は、平成28年4月28日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月28日

愛知県 小牧市長

島根県 出雲市長